

特定非営利活動法人陽だまり

就労継続支援B型事業所「東米里しいたけ村」(札幌市)

○基礎情報【経営形態：しいたけの原木栽培・販売、農作業、敷地内作業（薪作り・除雪）】

【職員数：10名、事業所利用者数：48名（知的、精神及び身体障害者）】



<問い合わせ先>東米里しいたけ村 ☎ 011-871-6410

1 農福連携に取り組んだ経緯

17年ほど前、特別支援学校（高等部）の多くは札幌から離れており、一旦地元を離れ戻ってきた卒業生の受け皿が無い状況があった中、高齢のため引退を考えていたしいたけ農家のご夫妻と出会い、その昔ながらの原木栽培による作業内容が、障害を持った方の仕事として向いていると考え、また、利用者が通うための公共交通網や栽培用水の確保などの立地条件も適していたことから、東米里でしいたけ村を始めた。

2 取組内容

- (1) 就労形態：事業所におけるしいたけの原木栽培、ストーブ用薪材の準備、敷地内の除雪作業及び施設外就労による農作業（切干大根など）
- (2) 就労期間：通年
- (3) 就労時間：9:00～15:00（月曜日～金曜日）場合により土曜日も就労
※事務所（直売窓口）は9:00～17:00（365日営業）
- (4) 工賃：一律1,000円/日
- (5) 送迎：あり（公共交通機関で通えないなどの事情に応じて対応）
- (6) 昼食：あり（300円/食）



3 取組の特徴

- (1) 事業所の利用者（以下、「利用者」という。）の障害の区分は、知的障害が約7割、精神障害が約2割、身体障害が約1割で、男女比率は、男性が約6割、女性が約4割となっている。
- (2) 事業所での作業は、ホダ木と呼ばれるしいたけの原木の移動（栽培工程上、頻りに移動が必要。）、ストーブ用薪材を確保するための解体を伴う準備作業、広大な敷地内の人力による除雪など、力仕事も多いが、職員も利用者も、また障害の程度や年齢も関係なく、皆で協力しながら作業を行うことで、女性や身体障害を有する利用者も支障なく仕事をこなしている。
- (3) 作業は、刺激を与えるため水槽に漬けるホダ木を利用者がリレー方式で運ぶことや、ビニールハウス内の保温を兼ねたハウス間の除雪方法など、作業上の工夫は適宜行っているが、各利用者の自主性を重視するため、基本的に細かな指示は出さず、見様見真似で覚えてもらい自分なりの方法を考えてもらう。
- (4) 工賃は、労力に対する対価として考えず、通所する利用者全員に一律に支払っており、平均1人当たり約2万円/月となっている。
- (5) 事業所開所時からの利用者も多く残っており、退所する割合は極めて低い。

4 障害者就労への考え方

- (1) 利用者は様々な失敗をするが、農福連携においては、福祉事業所と農業経営者としての双方の立場を踏まえ、どの程度までの失敗なら許容出来るか自問自答しながら取組を継続している。
- (2) 当事業所は、基本的には利用者が働き続けられる場所の提供を目指しているが、利用者が就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所へのステップアップを望む場合は、全面的にバックアップを行う。
- (3) 利用者の親御さんのケアも事業所の重要な仕事と捉えており、設立したグループホームは、将来的に利用者と高齢の親御さんが共に生活する場として利用されることも視野に入れている。

5 今後の課題や将来展望

- (1) 今後も、事業所が得意としている農作業分野において施設外就労を継続していきたい。
- (2) (1)の一方、施設外就労は職員の派遣を伴うことから、施設外就労を行っても事業所における作業を担当する職員に過度な負担をかけることがないように、必要な職員の確保に取り組んでいきたい。
- (3) 他のしいたけ農家とも共同して、現状のしいたけに関する等級区分を変える働きかけを行うなどして、しいたけ全体としての単価を上げることを通じ、利用者一律としている工賃の向上へと繋げていきたい。